

○厚生労働省令第七十八号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条及び第三十四条障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第五十二条並びに難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第七條の三（略）</p> <p>一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が医療保険各法の規定による被保険者等である場合又は被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合、当該医療費支給認定に</p>	<p>第七條の三 令第二十二條第一項第二号イ、第三号及び第四号口の所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。</p> <p>一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が医療保険各法の規定による被保険者等である場合又は被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合、当該医療費支給認定に</p>

係る小児慢性特定疾病児童等の市町村民税（令第二十二條第二号イ）に規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の所得割（同号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。）の額

二・三（略）

② 前項の算定に当たつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

第十八條の三の二 所得割（令第二十四條第二号、第三号口及び第四号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

② 所得割の額を算定する場合には、通所給付決定保護者又は当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

係る小児慢性特定疾病児童等の市町村民税（令第二十二條第二号イ）に規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の所得割（同号イに規定する所得割をいう。以下同じ。）の額

二・三（略）

（新設）

第十八條の三の二 令第二十四條第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（新設）

第十八条の五の二 令第二十五条の二第二号ロ、ハ②及びニに規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四 (略)
②・③ (略)

第十八条の五の二 令第二十五条の二第二号ロに規定する所得割の額を算定する場合には、第十八条の三の二の規定を準用する。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四 (略)
②・③ (略)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）
第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法）</p> <p>第二十六条の三 所得割（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの）を除外するものとする。</p>	<p>（令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する額の算定方法）</p> <p>第二十六条の三 令第十七条第二号イ及びロ並びに同条第三号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四條の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るものを除く。）を除外するものとする。</p>

親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四條の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 所得割の額を算定する場合には、支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四 (略)
2・3 (略)

（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）

第三十八条の二 令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。

（新設）
（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一～四 (略)
2・3 (略)

（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）

第三十八条の二 令第二十九条第一項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。

<p>(令第三十五条第二号に規定する額の算定方法)</p> <p>第五十一条の二 令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「支給認定に係る障害者等又は支給認定基準世帯員」と読み替えるものとする。</p> <p>(令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法)</p> <p>第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(令第三十五条第二号に規定する額の算定方法)</p> <p>第五十一条の二 令第三十五条第二号に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。</p> <p>(令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法)</p> <p>第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の三の規定を準用する。</p>		
<p>第三条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正</p> <p>の一部分を次の表のように改正する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="574 181 750 638"> <p>改正後</p> <p>(市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法)</p> <p>第六条 (略)</p> </td> <td data-bbox="118 181 574 638"> <p>2 前項の算定に当たつて、支給認定を受けた指定難病の患者又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項及び</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>(市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>2 前項の算定に当たつて、支給認定を受けた指定難病の患者又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項及び</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改正前</p> <p>(市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法)</p> <p>第六条 令第一条第一項第二号イ、第三号及び第四号口の所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>改正後</p> <p>(市町村民税の所得割の額を合算した額の算定方法)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>2 前項の算定に当たつて、支給認定を受けた指定難病の患者又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する支給認定基準世帯員が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項及び</p>		

<p>第五十三条において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第五十三条 令第十条の規定により、指定都市が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>(大都市の特例)</p> <p>第五十三条 令第十条の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。</p> <p>(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>改正前</p> <p>(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)</p> <p>第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第六條、第七條、第九條及び第十條の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>九 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)</p> <p>第十八条の七 (略)</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第六條、第七條、第九條及び第十條の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>九 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)</p> <p>第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号)第六條、第七條、第九條及び第十條の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>九 (略)</p>